

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5-10)

別紙1

施策名	目標3-4 土壤環境の保全				担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	筒井誠二(環境管理課長) 鈴木清彦(環境汚染対策室長)			
施策の概要	<p>○市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止のために、土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○土壤汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壤汚染対策での対応について検討する。</p>				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壤環境等の保全					
達成すべき目標	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。				目標設定の考え方・根拠	土壤汚染対策法 ダイオキシン類対策特別措置法 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律	政策評価実施予定時期	令和6年8月			
測定指標	目標	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
		目標年度	年度ごとの実績値								
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
1	土壤汚染対策法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率(%) (成果実績=措置実施区域数/要措置区域数)	100	-	100	100	100	100	100	100	100	土壤汚染対策法では、土壤汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壤汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壤汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。
			86.5	96.4	-	-	-	-	-	-	
2	ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	100	-	100	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。
			100	100	100	-	-	-	-	-	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				行政事業レビュー事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度							
(1)	土壤汚染対策費(平成28年度)	298(283)	304(275)	305(253)	228	1.2	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html				0105
(2)	環境管理技術調査検討費(昭和50年度) 【関連R5-7、関連R5-9】	23(22)	23(24)	43(41)	51	1	令和5年度行政事業レビューページURL https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html				0112
施策の予算額・執行額	321(305)	327(299)	348(294)	279	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理 第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第4節水環境、土壤環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組及び第6節包括的な化学物質対策に関する取組				